⑴　複合建築物全体の基準一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ　住宅以外の用途に供する部分については、第１の２－２に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量

ロ　住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第２の２－２の⑴に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には、第２の２－２の⑵に定める方法により算出した基準一次エネルギー消費量とする。

⑵　複合建築物における単位住戸の基準一次エネルギー消費量は、第２の２－２の⑴に定める方法により算出したものとする。

２－３　設計一次エネルギー消費量の算定方法

複合建築物の設計一次エネルギー消費量は、複合建築物全体については⑴に定める方法、複合建築物における単位住戸については⑵に定める方法によるものとする。

⑴　複合建築物全体の設計一次エネルギー消費量は、イ及びロにより求められる値の合計値とする。

イ　住宅以外の用途に供する部分については、第１の２－３に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量

ロ　住宅の用途に供する部分については、当該複合建築物における単位住戸が一である場合には第２の２－３の⑴に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とし、当該複合建築物における単位住戸が複数ある場合には第２の２－３の⑵に定める方法により算出した設計一次エネルギー消費量とする。

⑵　複合建築物における単位住戸の設計一次エネルギー消費量は、第２の２－３の⑴に定める方法により算出したものとする。

Ⅱ．建築物の低炭素化の促進のために誘導すべきその他の基準

建築物の建築主等は、第１又は第２のいずれかに適合する建築物の低炭素化のための措置を講ずるものとする。ただし、認定申請複合建築物が複合建築物全体である場合は、住宅の用途に供する部分及び住宅以外の用途に供する部分について、それぞれ第１又は第２のいずれかに適合する措置を講ずるものとする。

第１　次の１から８までに掲げる項目のうち、二以上の項目に適合するものとする。

１　節水に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

⑴　設置する便器の半数以上に節水に資する便器を採用すること。

⑵　設置する水栓の半数以上に節水に資する水栓を採用すること。

⑶　定置型の電気食器洗い機を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

２　雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備を設置すること。

３　エネルギー管理に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

⑴　ＨＥＭＳ（住宅の所有者が使用する空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の住宅のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するホームエネルギー管理システムをいう。）を設置していること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

⑵　ＢＥＭＳ（空気調和設備、照明設備等の電力使用量等の建築物のエネルギー消費量に関する情報について、個別に計測、蓄積及び表示をすることが可能で、その電力使用を調整するための制御機能を有するビルエネルギー管理システムをいう。）を設置すること。

４　太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備と連系した蓄電池（床に据え付けるものに限る。）を設置すること。ただし、共同住宅等全体及び複合建築物については、住戸の半数以上に設置すること。

５　ヒートアイランド対策に関する取組について、次のいずれかに該当すること。

⑴　敷地面積に対する緑地、水面等の面積割合を10%以上とすること。

⑵　日射反射率の高い舗装材により被覆した面積の敷地面積に対する割合を10%以上とすること。

⑶　緑化等の対策をした面積の屋根面に対する割合を20%以上とすること。

⑷　緑化対策をした面積の外壁面積に対する割合を10%以上とすること。

⑸　⑴の割合、⑵の割合、⑶の割合の２分の１及び⑷の割合の合計を10%以上とすること。

６　日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）に定める劣化対策等級に係る評価が等級３に該当する措置を講ずること。

７　木造住宅又は木造建築物であること。

８　高炉セメント又はフライアッシュセメントを構造耐力上主要な部分に使用していること。

第２　建築物の総合的な環境性能評価に基づき、標準的な建築物と比べて低炭素化に資する建築物として、法第53条第１項に規定する所管行政庁が認めるものとする。

附　則

この告示は、平成二十四年十二月四日から施行する。

別表第１

	(い)	(ろ)	(は)	(に)
⑴	事務所等	300	—	$V=20A_p/N$
⑵	ホテル等	420（寒冷地域にあっては470）	客室部	$V=3.9A_p$
			非客室部	$V=20A_p/N$
⑶	病院等	340（寒冷地域にあっては370）	病室部	$V=4.0A_p$
			非病室部	$V=6.0A_p$
⑷	物品販売業を営む店舗等	380	—	$V=20A_p/N$
⑸	学校等	320	教室部	$V=10A_p$
			非教室部	$V=20A_p/N$
⑹	飲食店等	550	客席部	$V=10A_p$
			非客席部	$V=20A_p/N$
⑺	集会所等	550	集会室部	$V=10A_p$
			非集会室部	$V=20A_p/N$
⑻	工場等	—	—	—

１　「事務所等」とは、事務所、官公署、図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

２　「ホテル等」とは、ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

３　「病院等」とは、病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。

４　「物品販売業を営む店舗等」とは、百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するものをいう。